

2019・2020年度

酒 田 市

競争入札（見積）参加資格審査申請

（物品・役務・賃貸借）

## 提出の手引き

2018年11月1日現在

目次	【1】酒田市の物品・役務・賃貸借の発注について・・・	1ページ
	【2】申請手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
	【3】その他・留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
	【4】提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
	【5】申請書類の記載について・・・・・・・・	4ページ
	【6】業種区分表（物品）・・・・・・・・	7ページ
	【7】業種区分表（役務・賃貸借）・・・・・・・・	10ページ

### 申請に係る問合せ先

●酒田市（上下水道部を含む）へ申請の方

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号  
（個別番号） 酒田市総務部契約検査課（市役所2階）  
電 話 0234-26-5708（直通）  
F A X 0234-26-5738

●酒田地区広域行政組合へ申請の方

〒999-6711 山形県酒田市飛鳥字契約場30番地  
酒田地区広域行政組合消防本部予防課総務係（平田総合支所2階）  
電 話 0234-61-7119（直通）  
F A X 0234-52-3491

## 【1】酒田市の物品・役務・賃貸借の発注について

酒田市では特別な場合を除き、競争入札（見積）参加資格審査申請により資格審査を行い、競争入札（見積）参加者名簿に登録された方に業務を発注いたします。

酒田市が発注する物品・役務・賃貸借の業務を希望される方は必ず申請を行ってください。

## 【2】申請手続きについて

### 1 申請できる方

酒田市が発注する物品・役務・賃貸借に係る競争入札、又は見積りへの参加を希望する方で、地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない方。

次の事項のいずれかに該当する場合は、競争入札（見積）参加資格申請はできません。

● 次のいずれかに該当する場合

- ・ 成年被後見人及び被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ない者
- ・ 指定暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当するもの）

● 各種納税証明において未納の金額がある場合（但し「納期末到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます。）

### 2 申請受付期間

2018年12月5日（水）～12月28日（金）【消印有効】

※ 土曜、日曜及び祝日を除く。

（申請受付期間終了後に申請し受理された場合は、2019年4月1日以降に登録）

### 3 申請受付時間

午前9時から午後3時まで

### 4 申請受付場所

#### （1）酒田市（上下水道部を含む）へ申請の方

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号

（個別番号） 酒田市総務部契約検査課（市役所2階）

電 話 0234-26-5708（直通）

F A X 0234-26-5738

#### （2）酒田地区広域行政組合へ申請の方

〒999-6711 山形県酒田市飛鳥字契約場30番地

酒田地区広域行政組合消防本部予防課総務係（平田総合支所2階）

電 話 0234-61-7119（直通）

F A X 0234-52-3491

## 5 提出方法

申請受付場所への持参、又は郵送に限ります（メール便不可）。

郵送で申請する場合は、封筒に「競争入札（見積）参加申請（物品等）」と記入の上、お送りください。なお、必要な方には受理証を発行しますので、必ず、返信用定形封筒に82円切手を貼って同封して下さい。

## 6 提出書類

3ページ『【4】提出書類一覧』のとおり

## 7 参加資格（登録）有効期限

2021年3月31日（2019・2020年度）

### 【3】その他・留意事項

#### 1 申請内容の変更について

申請後、申請内容に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。変更届は、市HP「入札・契約／お知らせ 入札参加」からダウンロードしてください。

（但し、原則として参加希望業種届における「希望業種」「希望順位」及び「業務内容」の変更や追加については、特別な事情がない限り認めませんので、注意してください。）

#### 2 申請にかかる留意事項

（1）この登録申請は、酒田市上下水道部で物品・役務・賃貸借を発注する場合にも適用されます。

（2）酒田地区広域行政組合分は、同組合消防本部予防課総務係へ提出してください。その際の提出先は「酒田市長 宛」ではなく、「管理者 酒田市長 宛」となりますので、注意してください。

（3）「物品」には、物品の売買、物品の製造請負（印刷製本）、購入した物品の保守（修繕）が該当します。「役務」には各種業務委託、「賃貸借」には物品の賃貸借が該当します。

※ 但し、「建設工事」「小修繕」「測量・コンサルタント等」の業務については、「物品・役務・賃貸借」の登録ではなく、契約検査課で受付する別の登録となります。

（4）申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。

（5）登録されれば自動的に、又は必ず指名等があるという制度ではありません。ご了承ください。

（6）登録後、申請書等に虚偽の記載が見つかった場合や、申請できる方の要件に該当しなくなった場合等は、参加資格を抹消することがあります。

#### 3 その他

この申請のほかに「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」や「小修繕（50万円以下）」の登録申請を行う方は、それぞれ申請ごとに郵送するか、他の申請を同封する場合は、封入した申請書の種類を封筒に朱書きで記載してください。

申請書様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.city.sakata.lg.jp/>

（「入札・契約」コーナーの『新着』及び『入札参加』の中にあります）

【4】提出書類一覧

○…必ず提出 △…該当者のみ提出

No.	書類名	該当	説明	法 人	個 人	提出 部 数
-	チェックリスト (物品・役務・賃貸借)	全事業者	このリストを一番上にし、クリップで留めて提出	○	○	1
1	酒田市競争入札(見積)参加資格審査申請書(物品・役務・賃貸借)	全事業者	様式1	○	○	1
2	会社概要届	全事業者	様式2	○	○	1
3-1	参加希望業種届(物品)	希望入札参加資格が「物品」の場合	様式3-1。5業種まで。	△	△	1
3-2	参加希望業種届(役務・賃貸借)	希望入札参加資格が「役務」又は「賃貸借」の場合	様式3-2。合わせて10業種まで。	△	△	1
4	使用印鑑届	酒田市との取引が『本社・本店等』で、実印以外の印鑑を契約等に使用する場合	様式4	△	△	1
5	委任状兼使用印鑑届	酒田市との取引が『委任先(支店・営業所等)』の場合	様式5	△	-	1
6	暴力団排除に関する誓約書	全事業者	様式6	○	○	1
7	身分証明書(写し可)	個人	本籍地の市区町村で発行(3か月以内)	-	○	1
8	登記事項証明書(写し可)	法人	法務局発行(3か月以内)	○	-	1
9	印鑑証明書 [原本]	全事業者	法人：法務局で発行 個人：住所地の市区町村で発行(3か月以内)	○	○	1
10	法人税(法人)・申告所得税(個人)及び消費税・地方消費税の納税証明書(写し可)	全事業者	税務署で発行(3か月以内) 法人：その3の3 個人：その3の2 ※納付すべき税額がない場合も必要	○	○	1
11	酒田市市税の納税証明書(写し可)	酒田市に『本社・本店等』又は『委任先』がある場合	酒田市役所で発行(3か月以内) ※納付すべき税額がない場合も必要	△	△	1
12	許認可証明書(写し可)	参加希望業種に関し許認可等がある場合	許認可等の証明書類(写し) 参加希望業種に関するもののみで可	△	△	1
13	資本関係・人的関係調書	酒田市に『本社・本店等』又は『委任先』がある場合	様式7(添付書類必要)。該当ない場合は「該当なし」と記載。	△	△	1
14	誓約書	酒田市に『本社・本店等』又は『委任先』がある場合	様式8(添付書類必要)	△	△	1
15	返信用封筒(82円切手貼付)	郵送申請で受理証を希望する場合		△	△	1

提出書類に係る留意事項

- (1) 各証明書等は、原本又は写しを1部添付して下さい。(発行日は申請日から3か月以内のもの ※但し、No.12はその限りではありません。)
- (2) No.11「酒田市 市税の納税証明書」は次のとおりとします。  
◎法人⇒「最新の納税証明書(確定申告期限が過ぎた年度のもの)」をお願いします。

【事業年度の関係上、最新のものが、「平成29年度」の場合と「平成30年度」の場合が考えられますので、各申請者においては、該当する方の年度について、必ず市民課に申し出てください。】

◎個人⇒「平成29年度の納税証明書」をお願いします。

## 【5】申請書類の記載について

### 1 書類を記載するにあたっての注意事項

- (1) 各書類とも、記入例を参考に漏れののないよう記入してください。
- (2) 鉛筆等、容易に消えるようなものでの記載は不可とします。また、誤字・脱字・判読できない文字のないように記入してください。
- (3) 記入欄に書ききれない場合は、別紙を添付してください。
- (4) 記載事項と各種証明書等の内容が一致するようにしてください。
- (5) 作成後は、記載内容や提出書類について誤り等がないか必ず再確認を行い、完全なものとして申請してください。

### 2 各申請書類の記載要点

様式1：酒田市競争入札（見積）参加資格審査申請書（物品・役務・賃貸借）

- ・申請者は、本社・本店等の代表者とします。
- ・商号・代表者職氏名等、登記事項証明書に合わせ正式名称を正しく記入してください。住所・所在地が登記事項証明書と異なる場合は、任意の理由書を添付してください。
- ・申請印は実印を押印してください。
- ・「1. 登録種別」は、今までに一度も業者登録をしたことがない方は「新規登録」に、それ以外の方は「更新登録」に○を付けてください。
- ・「2. 希望する入札（見積）参加資格」は、参加希望する業種の欄に○を付けてください。希望業種が複数ある場合は、該当全てに○を付けてください。
  - ※「物品」に○ → 参加希望業種届（物品）を提出
  - ※「役務」又は「賃貸借」に○ → 参加希望業種届（役務・賃貸借）を提出
- ・「3. 酒田市との取引先」は、酒田市と常時契約を締結する取引先が、「本社・本店等」となるか、「本社・本店等の代表者から契約等に関する権限の委任を受けた委任先（支店・営業所等）（以下、「委任先」という。）」となるか、どちらかに○を付けてください。「委任先」に○を付けた場合は、申請書下部の委任先欄を記入してください。また、「様式5：委任状兼使用印鑑届」を必ず提出してください。

様式2：会社概要届

- ・「1. 会社概要」について
  - ※「直前期の売上総額」は、損益計算書の売上高を記入してください。
  - ※従業員数は、臨時雇用者を除き、法人は常勤役員、個人は事業主を含みます。
- ・「2. 委任先概要」は、委任先について記入してください。
  - ※酒田市との取引先が本社・本店等となる場合は記入不要です。
  - ※「直前期の売上総額」は、損益計算書の売上高を記入してください。
- ・「3. 営業に関する許認可等」は、参加希望業種に関し、該当する許可・認可・特許等（以下「許認可等」という。）の名称、番号、及び取得年月日を正確に記入してください。
  - ※営業に関するものは省略せずに記入してください。
  - 但し、参加希望業種に関係のない許認可等の記入は必要ありません。

※**記入した許認可等**については、その**証明書の写し**を必ず添付してください。

※酒田市と常時契約を締結する取引先（本社・本店等又は委任先）についての許認可等を記入してください。

- ・「4. 営業に関する資格等の名称及び取得人数」は、参加希望業種に関し、従業員が取得している資格・免許等について、その名称と人数を記入してください（**資格証・免許証等の写し**は必要ありません）。

※酒田市と常時契約を締結する取引先（本社・本店等又は委任先）についての資格等及び取得人数を記入してください。

#### 様式3-1・様式3-2：参加希望業種届（物品、役務・賃貸借）

- ・様式1 酒田市競争入札（見積）参加資格審査申請書の「2. 希望する入札（見積）参加資格」の欄で、「物品」に○を付けた場合は「参加希望業種届（物品）」を、「役務」又は「賃貸借」に○を付けた場合は「参加希望業種届（役務・賃貸借）」を提出してください。両方に○を付けた場合は、それぞれの書類を提出してください。

- ・「1. 参加希望業種」について（十分考慮した上で、記入してください。）

※酒田市と取引を希望する業種を、業種区分表の中から選んで記入してください。

※参加希望業種は、**物品は5業種、役務・賃貸借は合わせて10業種**までとします。

※「業務内容」には、取扱い・業務内容について記入してください。

該当業種例は飽くまでも当てはまる例のため、実際の業務に沿った内容をできるだけ詳しく記入してください。

※「参加希望順位」は、貴社が入札（見積）に参加を希望する業種の順位になります。

◎入札（見積）の際、案件ごとに「参加条件（資格）」として、「希望業種」「希望順位」「業務内容」が限定される場合がありますので、参加希望業種届を作成する際には、熟考の上選択をしてください。

※特に「業務内容」については、実際の業務に沿った内容をできるだけ詳しく記入してください。

※前記しておりますが、原則として参加希望業種届における「希望業種」「希望順位」及び「業務内容」の変更や追加については、特別な事情がない限り認めませんので、注意してください。

- ・「2. 代理店・特約店・取扱店等の指定」は、メーカー（仕入先）等の名称を記入し、それに関する代理店・特約店・取扱店の別を記入してください。

#### 様式4：使用印鑑届

- ・酒田市との取引先が本社・本店等で、実印以外の印鑑を契約等で使用する場合に提出してください。

（契約等とは、入札、見積、契約の締結並びに代金の請求・受領のことを言います。）

- ・「使用印」の枠には、契約等で使用する印を押印してください。

#### 様式5：委任状兼使用印鑑届

- ・酒田市との取引先が委任先となる場合に提出してください。

- ・委任者は、本社・本店等の代表者とし、印は申請書と同じ印（実印）を押印してください。

- ・「2. 委任事項」について、(1)～(5)の5項目は必須であり、委任できない項目がある場合は委任できません。

- ・「4. 受任者使用印鑑」について、「受任者印」の枠には、受任者が契約等で使用する印を押印してください。印は受任者個人の印か、又は委任先の代表者印とします。

様式 6：暴力団排除に関する誓約書

- 申請者（役員等を含む）が暴力団員等でないこと等の誓約で、住所・名称等の記入及び押印は、様式 1 と同様です。

様式 7：資本関係・人的関係調書

- 別紙「資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加制限について（お知らせ）」をご覧ください。

様式 8：誓約書

- 市内本社又は営業所で申請される場合、市内業者として従業員を実質的に指揮監督できる体制があるかを誓約していただきます。住所・名称等の記入及び押印は、様式 1 と同様です。